

郡山市三軒協定の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市景観づくり条例（平成16年郡山市条例第15号。以下「条例」という。）第37条第2項並びに郡山市景観づくり条例施行規則（平成16年郡山市規則第45号。以下「規則」という。）第30条及び第31条に規定する三軒協定の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則に規定する用語の例による。

(協定の内容)

第3条 条例第37条第1項に規定する協定に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定の名称、目的及びその対象となる土地の区域に関する事項
- (2) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩、照明又は素材に関する事項
- (3) 広告物の位置、規模、形態、意匠、色彩、照明又は素材に関する事項
- (4) 協定の有効期間に関する事項
- (5) 協定の変更及び廃止に関する事項

(認定の要件)

第4条 条例第37条第2項に規定する認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 隣接する3軒以上の建築物の所有者で締結された協定であること。
- (2) 隣接する3軒以上のまとまりを形成している建築物を対象としていること。
- (3) 協定の適正な実施運営が期待できるものであること。
- (4) 公益上の支障がないこと。
- (5) 協定の有効期限が5年以上であること。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する